

第72期 定時株主総会 招集ご通知

FUJITEC

フジテック株式会社

証券コード：6406

書面およびインターネットによる議決権行使期限
2019年6月20日(木曜日)午後5時まで

開催日時 2019年6月21日(金曜日)午前10時
(受付開始:午前9時)

開催場所 滋賀県彦根市宮田町591番地1
当社 本店ビッグウイングホール

目次

■ 株主総会招集ご通知	1
■ 事業報告	5
■ 連結計算書類	25
■ 計算書類	27
■ 監査報告書	29
■ 株主総会参考書類	32
第1号議案	剰余金の処分の件
第2号議案	取締役9名選任の件
第3号議案	監査役1名選任の件
第4号議案	当社株式の大規模買付 行為に関する対応方針 (買収防衛策)の更新の件

● 株主総会会場ご案内図

証券コード 6406
2019年5月30日

株 主 各 位

滋賀県彦根市宮田町591番地1
フジテック株式会社
代表取締役社長 内山高一

第72期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第72期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面（議決権行使書）または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、後述の「議決権行使についてのご案内」をご高覧のうえ、2019年6月20日（木曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月21日（金曜日）午前10時
2. 場 所 滋賀県彦根市宮田町591番地1
当社 本店ビッグウィングホール
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第72期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および
監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第72期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役9名選任の件
 - 第3号議案 監査役1名選任の件
 - 第4号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の更新の件

4. 議決権行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年6月20日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。

(2) インターネット等による議決権行使の場合

インターネット等により議決権を行使される場合には、後記の【インターネット等による議決権行使のご案内】（3頁）をご参照の上、2019年6月20日（木曜日）午後5時までに行使してください。

(3) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

5. その他本招集ご通知に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.fujitec.co.jp/ir>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

- ・事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要」
- ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
- ・計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」

なお、本招集ご通知の提供書面に記載しております事業報告は、監査役が監査報告の作成に際して監査した事業報告の一部であり、また、連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査役が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、株主様でない代理人および同伴の方など、株主様以外の方は総会にご出席いただけませんので、ご留意ください。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.fujitec.co.jp/ir>）に掲載させていただきます。

◎当日は節電の取組みとして、当社役員および係員はクールビズにて対応させていただきますのでご了承ください。

株主の皆様におかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。

【インターネット等による議決権行使のご案内】

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

2. 議決権行使のお取扱いについて

(1) パソコンをご利用の方

インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力いただく必要があります。

(3) 議決権の行使期限は、2019年6月20日（木曜日）午後5時までですので、お早めの行使をお願いいたします。

(4) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(5) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

(1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。

(2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

(3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. パソコンの操作方法に関するお問い合わせ先について

(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコンの操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
☎ 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00 年中無休)

(2) その他のご照会は、以下のお問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

お取引の証券会社までお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様 (特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

☎ 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日祝日を除く)

5. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について (機関投資家の皆様へ)

機関投資家の皆様におかれましては、本總會につき、株式会社 I C J の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

以 上

事業報告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

① 経営環境と事業展開

当連結会計年度の世界経済は、米中貿易摩擦の長期化への懸念から、先行き不透明感が強まりました。米国では、内需は底堅く、景気は堅調に推移しましたが、中国では、貿易高が減少するなど、景気は緩やかに減速しました。その他の国では、インドでは成長率が鈍化し、他のアジア地域では、景気の回復は総じて緩やかなものとなりました。日本では、雇用や所得の改善は続きましたが、輸出の下振れから、年度末には景気に足踏み感が見られました。

昇降機業界におきましては、南アジアや北米での需要が底堅く推移する一方で、中国では、低価格帯中心の厳しい価格競争が続きました。日本では、マンションや生産・物流施設向けで増加し、大型開発案件が続く首都圏を中心に、需要は堅調に推移しました。

このような情勢のもと、当連結会計年度の国内市場では、新設事業は、ホテルやマンション向けが底堅く推移し、事務所や店舗向けに大口案件を受注しました。既設のエレベータやエスカレータを最新の安全基準や制御システムに更新するモダニゼーション事業では、官公庁向けや地震対策商品の受注が増加するなど、総じて堅調に推移しました。

海外市場では、東アジアでの中国の新設工事受注が大きく減少しました。

以上の結果、国内受注高744億8百万円（前期比9.3%増）、海外受注高1,045億99百万円（同8.2%減）となり、受注高合計は1,790億7百万円（同1.7%減）となりました。なお、海外受注高は為替変動による影響を除くと、実質8.1%減となっています。

売上高は、国内売上高690億50百万円（前期比6.3%増）、海外売上高1,017億8百万円（同2.1%減）となり、合計で1,707億59百万円（同1.2%増）となりました。なお、海外売上高の為替変動による影響は僅少となっています。

受注残高は、国内受注残高658億56百万円（前連結会計年度末比9.0%増）、海外受注残高は、北米で増加し、1,423億27百万円（同2.3%増）となり、合計で2,081億83百万円（同4.3%増）となりました。なお、海外受注残高は為替変動による影響を除くと、実質2.1%増となっています。

損益面では、営業利益は日本での減少により、103億13百万円（前期比3.3%減）、経常利益は、119億22百万円（同0.1%増）となりました。税金等調整前当期純利益は、投資有価証券売却益の計上などで、125億24百万円（同6.0%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、92億20百万円（同4.1%増）となりました。

商品開発では、エレベータ戸開走行保護装置の国土交通大臣認定の適用範囲拡大に取り組み、防災対策工事のメニューを充実させました。既設のエスカレータ向けでは、脱落防止を

強化する耐震改造工事の販売を開始するなど、安全安心を追求しました。また、エスカレータのデザイン性を向上させる、センサーによる自動運転装置の販売を開始しました。グローバル向け標準機種「ZEXIA」、「REXIA」では、インド市場への対応を進めるなど、各地域のニーズに対応した仕様への最適化を推進しています。

企業集団の部門別、受注・売上高状況

(受注高)

(単位：百万円)

区 分	当連結会計年度（第72期） (2018年4月から 2019年3月まで)	前連結会計年度（第71期） (2017年4月から 2018年3月まで)
昇降機・電気輸送機事業	179,007	182,023

(売上高)

(単位：百万円)

区 分	当連結会計年度（第72期） (2018年4月から 2019年3月まで)	前連結会計年度（第71期） (2017年4月から 2018年3月まで)
昇降機・電気輸送機事業	170,759	168,795

(受注残高)

(単位：百万円)

区 分	当連結会計年度（第72期） (2019年3月末現在)	前連結会計年度（第71期） (2018年3月末現在)
昇降機・電気輸送機事業	208,183	199,602

(注) 当社は、単一の「昇降機・電気輸送機事業」を構成し、複数の事業に区分していません。

企業集団の国内・海外別、受注・売上高状況

(受注高)

(単位：百万円)

区 分	当連結会計年度 (第72期)		前連結会計年度 (第71期)	
	(2018年4月から 2019年3月まで)	構 成 比	(2017年4月から 2018年3月まで)	構 成 比
国 内	74,408	41.6%	68,094	37.4%
海 外	104,599	58.4	113,929	62.6
合 計	179,007	100.0	182,023	100.0

(売上高)

(単位：百万円)

区 分	当連結会計年度 (第72期)		前連結会計年度 (第71期)	
	(2018年4月から 2019年3月まで)	構 成 比	(2017年4月から 2018年3月まで)	構 成 比
国 内	69,050	40.4%	64,935	38.5%
海 外	101,708	59.6	103,860	61.5
合 計	170,759	100.0	168,795	100.0

(受注残高)

(単位：百万円)

区 分	当連結会計年度 (第72期)		前連結会計年度 (第71期)	
	(2019年3月末現在)	構 成 比	(2018年3月末現在)	構 成 比
国 内	65,856	31.6%	60,430	30.3%
海 外	142,327	68.4	139,171	69.7
合 計	208,183	100.0	199,602	100.0

(主な受注物件)

所在地	納入先	概要
米国・テキサス州	1301ファンイン	ヒューストン市オフィスビルの既設エレベータ17台の更新工事
シンガポール	ワン・ラッフルズ・プレイス	ラッフルズプレイス超高層ビルの既設エレベータ19台の更新工事
マレーシア・セランゴール州	ミッドランズ・シティ	セメニヒ市のオフィス・住宅から成る複合施設向けエレベータ・エスカレータ 計32台
インド・テランガーナ州	プレステージ・ハイ・フィールド	ハイデラバード市の高級住宅施設向けエレベータ49台
ベトナム・ハイフォン市	(仮称) イオンモール・ハイフォン・レ・チャン	ハイフォン市の大型商業施設向けエレベータ・エスカレータ・オートウォーク 計58台
香港	チュンワンセンター	チュンワン区の大規模住宅施設の既設エレベータ57台の更新工事
中国・重慶市	華潤琨瑜府	重慶市の大規模住宅施設向けエレベータ129台
中国・湖北省	黄石市中心医院黄金山院区	黄石市の医療施設向けエレベータ・エスカレータ計97台
東京都	八重洲二丁目北地区第一種市街地再開発事業	東京駅前の再開発大型複合施設向けエレベータ・エスカレータ 計36台
沖縄県豊見城市	(仮称) 沖縄豊崎タウンプロジェクト	商業施設・水族館から成る大型複合施設向けエスカレータ19台

(主な完成物件)

所在地	納入先	概要
アルゼンチン・ブエノスアイレス	POLO DOT オフィスパーク	ブエノスアイレス市のオフィスビル向けにエレベータ10台を納入
マレーシア・クアラルンプール	ウエストサイドⅢ	デサパークシティの49階建ての住宅施設向けにエレベータ7台を納入
フィリピン・セブ州	ワン・パシフィック・レジデンス	ラプラプ市の住宅施設向けにエレベータ15台を納入
台湾・台北市	ATT 4 リチャージ	大直地区の商業施設向けにエスカレータ20台を納入
中国・貴州省	匯川区桃園小区	遵義市の大規模住宅施設向けにエレベータ84台を納入
中国・遼寧省	營口自貿区企業総合サービスセンター	營口市の複合施設向けにエレベータ・エスカレータ計99台を納入
アラブ首長国連邦・ドバイ	ザ・ポインテ	パーム・ジェメイラの商業施設向けにエレベータ・エスカレータ 計34台を納入
静岡県熱海市	ATAMI BAY RESORT KORAKUEN	温泉地・熱海のリゾート施設向けにエレベータ10台を納入
愛知県蒲郡市	ラグーナベイコート倶楽部ホテル&スパリゾート	会員制リゾートホテル向けにエレベータ6台を納入
福岡市	MARK IS 福岡ももち	ヤフオクドームに隣接する大型商業施設向けにエスカレータ24台を納入

②企業集団の所在地別セグメント情報

当連結会計年度の所在地別セグメントの業績は、次のとおりです。

(単位：百万円)

	売 上 高			営業利益または営業損失		
	当連結会計年度	前連結会計年度	前期比 (%)	当連結会計年度	前連結会計年度	増 減 額
日 本	72,485	67,646	7.2	5,206	5,728	△522
北 米	23,721	23,871	△0.6	936	920	16
欧 州	323	511	△36.6	△43	△67	24
南アジア	16,572	17,191	△3.6	1,851	1,936	△84
東アジア	69,308	70,442	△1.6	2,269	2,257	12
小 計	182,411	179,662	1.5	10,220	10,774	△554
調 整 額	△11,652	△10,867	—	92	△109	202
合 計	170,759	168,795	1.2	10,313	10,665	△351

(日 本)

売上高は、新設事業、サービス事業ともに増加し、724億85百万円(前期比7.2%増)となりました。営業利益は、人件費など固定費の増加に加えて、年度後半では大型工事着工に伴う業務輻輳により物流費などが増加し、52億6百万円(同5億22百万円減)となりました。

(北 米)

売上高は、新設工事が延伸により減少しましたが、サービス事業が増加し、237億21百万円(前期比0.6%減)となりました。営業利益は、サービス事業の増加により、9億36百万円(同16百万円増)となりました。なお、為替変動による影響を除いた売上高は、実質0.9%増となりました。

(欧 州)

売上高は、新設工事の減少やドイツ子会社の売却(2018年2月)により、前期比36.6%減の3億23百万円となり、43百万円の営業損失(前期 営業損失67百万円)となりました。

(南アジア)

売上高は、インドでの増加に対し、シンガポールでの新設工事減少により、165億72百万円(前期比3.6%減)となりました。営業利益は、新設工事売上高の減少により、18億51百万円(同84百万円減)となりました。なお、為替変動による影響を除いた売上高は実質3.7%減となりました。

(東アジア)

売上高は、香港、韓国での減少により、693億8百万円(前期比1.6%減)となりました。営業利益は、韓国で輸出の採算が低下したものの、中国では新設工事の採算が改善し、22億69百万円(同12百万円増)となりました。なお、為替変動による影響を除いた売上高は、実質2.2%減となりました。

(2) 設備投資および資金調達の状況

当社グループは、当連結会計年度において、総額27億21百万円の設備投資を実施しました。このうち、当社において19億83百万円の設備投資を実施し、また、連結子会社では7億37百万円の設備投資を行いました。

(3) 対処すべき課題

当社グループは、2019年度を初年度とする3ヵ年の中期経営計画“**Innovation, Quality & Speed**”をスタートしました。中期経営計画では、グローバルで、お客さまの信頼に応える安全・安心な商品を提供し、持続的成長と企業価値向上を目指します。具体的な行動ビジョンは次の4つです。

- 地域戦略：グローバル標準機種との拡販と収益の向上
- 商品・技術戦略：企業成長と企業価値を高める技術基盤の強化
- オペレーション戦略：顧客ニーズの変化・スピードに対応したプロセス革新
- コーポレート戦略：経営品質の向上、SDGsへの取り組み

地域戦略では、日本は、新設事業において市場価値の高い新設物件の受注により、ブランド力の更なる向上を図ります。また新標準型エレベータの販売を開始します。モダンゼーション事業においては、持続的成長を維持し、保守事業においては、デジタル化によるメンテナンスの高度化により、収益力を強化します。東アジアは、中国においては、価格競争力の更なる強化により、新設事業の拡大と利益率改善を両立します。香港、台湾、韓国はモダンゼーション事業を中心としたアフターマーケットに注力します。南アジアは、アセアン地域ならびにインド、メコン川流域に経営資源を引き続き投入し、インドを軸とした域内サプライチェーンの整備、商品供給体制の強化により成長を持続します。またインドにおいては域内強化を図りながら輸出を拡大します。シンガポールにおいては人材研修機能を充実させ、サービス品質を更に向上します。北米・欧州は、北米においては新設・モダンゼーション事業の規模を拡大し、保守事業は基盤強化で利益率の改善を図ります。欧州においては、新設・モダンゼーション事業に注力し、収益基盤を構築します。

商品・技術戦略では、グローバル標準機種において、地域ニーズに対応した仕様の最適化を進めて市場競争力を高めます。またオーダー機種においても、乗り心地・デザイン・安全安心などの付加価値を高める新技術の開発・商品展開を進めると同時に、基本設計を見直し価格競争力を高めます。アフターマーケットの成長を支えるモダンゼーション事業においては、商品メニューの拡充・高度化に取り組みます。保守事業では、デジタル化時代に対応した予防保全・ツール・遠隔監視サービス等の機能向上を加速させて、サービスの付加価値を高めます。

オペレーション戦略では、顧客ニーズの変化・スピードに対応すべく生産技術力を強化し、自動化・省人化によるものづくり改革を進めて、高能率な生産プロセスの構築を実現します。グローバル標準機種との拡販に対応すべく、設計・生産・据付のキャパシティを拡大し、物流改善も推進することで、グループ最適な生産・物流体制の構築を目指します。

コーポレート戦略では、コーポレートガバナンス方針に基づき、ステークホルダーに対する透明性の確保、ガバナンス体制の強化等を図り、経営品質の向上を図ります。またSDGsにも取り組み、事業戦略の遂行による社会課題の解決に繋がります。経営資源の適正配分に向けて、経営資源を、内部成長として設備投資、人材開発投資に振り向け、外部成長としてM&Aの機会に振り向けます。また、企業基盤の長期的安定を図るための内部留保と株主への利益還元へ配慮します。ITはデジタル化推進を図りビジネスプロセスの革新を目指します。営業/設計/生産/据付の各業務システムの連携・統合・自動化、デジタル活用によるサービスの自動化・QCD最適化実現により、「顧客」と「製品」と「サービス」が繋がる世界の創造を図ります。

株主の皆様におかれましては、今後とも、なお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	年 度	第69期	第70期	第71期	第72期
		(2015年4月から 2016年3月まで)	(2016年4月から 2017年3月まで)	(2017年4月から 2018年3月まで)	(当連結会計年度 (2018年4月から 2019年3月まで)
受 注 高 (百万円)		191,282	174,966	182,023	179,007
売 上 高 (百万円)		177,128	167,442	168,795	170,759
経 常 利 益 (百万円)		15,162	13,110	11,911	11,922
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)		8,807	8,564	8,857	9,220
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)		109.36	106.35	109.82	114.14
総 資 産 (百万円)		171,872	173,007	182,503	184,690
純 資 産 (百万円)		100,406	103,847	111,822	113,923
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)		1,102.66	1,148.36	1,243.46	1,271.28

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均株式数により算出しています。また、期中平均株式数については、自己株式数を控除した株式数を用いています。なお、自己株式数には従業員持株会支援信託ESOPとして保有する株式を含めています。
2. 各連結会計年度の主な変動要因は次のとおりです。
- 第69期…売上高は国内売上高が前期比1.8%の減少に対し、海外売上高が同12.5%増加した結果、前期に比べ7.2%の増収となりました。
利益面につきましては、北米の採算改善、金融収支の増加により、前期に比べ増益となりました。
- 第70期…売上高は国内売上高が前期比4.0%の増加に対し、海外売上高が同10.4%減少した結果、前期に比べ5.5%の減収となりました。
利益面につきましては、日本、北米および南アジアでの増益に対し、東アジアでの減益、金融収支の減少により、前期に比べ減益となりました。
- 第71期…売上高は国内売上高が前期比3.4%の増加に対し、海外売上高が同0.8%減少した結果、前期に比べ0.8%の増収となりました。
利益面につきましては、東アジアでの減益により、前期に比べ減益となりました。
- 第72期…前記の「(1) 事業の経過および成果」に記載のとおりであります。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号平成30年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度に係る財産および損益の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっています。

(5) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
フジテック アメリカ INC.	15,000千米ドル	100.00%	昇降機等の製造、販売、据付、保守、修理
フジテック カナダ INC.	18,000千カナダドル	100.00%	昇降機等の販売、据付、保守、修理
フジテック (HK) CO., LTD.	24,300千ホンコンドル	100.00%	昇降機等の製造、販売、据付、保守、修理
華昇富士達電梯有限公司	500,000千人民元	60.00%	〃
上海華昇富士達扶梯有限公司	119,443千人民元	60.00%	〃
富士達電梯配件（上海）有限公司	389,124千人民元	100.00%	昇降機等の機器の製造
富士達股份有限公司	210,000千ニュージーランドドル	73.33%	昇降機等の製造、販売、据付、保守、修理
フジテック コリア CO., LTD.	27,220,000千ウォン	100.00%	〃
フジテック シンガポール CORPN. LTD.	5,290千シンガポールドル	83.74%	昇降機等の販売、据付、保守、修理
フジテック インディア PRIVATE LTD.	2,630,200千インドルピー	96.20% (19.54%)	昇降機等の製造、販売、据付、保守、修理
フジテック UK LTD.	456千スターリングポンド	100.00%	昇降機等の販売、据付、保守、修理

(注) 「当社の出資比率」の欄の()内は間接所有割合を内書きで記載しています。

(6) 主要な事業内容

当社グループは、当社および関係会社33社（うち、連結子会社18社）により構成され、エレベータ、エスカレータならびに動く歩道の専門メーカーとして製造、販売、据付、保守、修理の一貫した事業をグローバルに展開しています。

日本国内では当社が2つの生産拠点を有し、また、グローバル市場ではグループ法人等が北米、東アジア、南アジアに8の生産拠点を有し、エレベータ、エスカレータ等を生産しています。また、日本および海外全グループ法人等の営業拠点において、これら製品の販売、据付、保守、修理の事業活動を営んでいます。

(7) 主要な営業所および工場

当 社	本 社	滋賀県彦根市宮田町591番地1
	東 京 本 社	東京都港区白金一丁目17番3号
	営 業 拠 点	首都圏統括本部（東京都港区） 近畿統括本部（大阪府茨木市） 北海道支店（札幌市）、東北支店（仙台市）、北信越支店（新潟市）、北関東支店（さいたま市）、東関東支店（千葉市）、横浜支店（横浜市）、静岡支店（静岡市）、名古屋支店（名古屋市）、京滋支店（京都市）、神戸支店（神戸市）、広島支店（広島市）、四国支店（高松市）、九州支店（福岡市）、沖縄支店（那覇市） 他全国営業所・サービスセンター、セーフネットセンター
	生 産 拠 点	ビッグウィング製作所（滋賀県彦根市） ビッグステップ製作所（兵庫県豊岡市）
	研究開発拠点等	商品開発センター（滋賀県彦根市） 人材開発センター（大阪府茨木市）
子 会 社	海外生産拠点	フジテック アメリカ INC. (米国) フジテック インディア PRIVATE LTD. (インド) フジテック (HK) CO., LTD. (香港) 富士達股份有限公司 (台湾) フジテック コリア CO., LTD. (韓国) 華昇富士達電梯有限公司 (中国) 上海華昇富士達扶梯有限公司 (中国) 富士達電梯配件 (上海) 有限公司 (中国)
	海外営業拠点	フジテック シンガポール CORPN. LTD. (シンガポール) フジテック カナダ INC. (カナダ) フジテック UK LTD. (英国) 他17拠点
	研究開発拠点	上海富士達電梯研発有限公司 (中国)

(注) 当社は、2018年4月16日付で東京本社を上表に記載の現所在地に移転しました。

(8) 従業員の状況

①企業集団の状況

従業員数	前期末比
10,105名	174名増

(注) 上記従業員数は就業人員であり、臨時従業員を含んでおりません。

②当社の状況

従業員数	前期末比	平均年令	平均勤続年数
2,982名	63名増	40.9才	18.3年

(注) 上記従業員数は就業人員であり、臨時従業員を含んでおりません。

(9) 主要な借入先の状況

借入先	借入残高
株式会社りそな銀行	1,020百万円
株式会社みずほ銀行	999百万円

(注) 株式会社りそな銀行からの借入残高には、従業員持株会支援信託E S O Pによる借入金が含まれています。

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数…………… 300,000,000株
 (2) 発行済株式の総数（自己株式8,984,782株を除く） …… 81,082,218株
 (3) 株主数…………… 4,378名
 (4) 大株主（上位10位）

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
株式会社ウチヤマ・インターナショナル	5,043	6.22
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,232	5.22
株式会社りそな銀行	4,051	5.00
ジェーピー モルガン チェース バンク 385632	3,649	4.50
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	3,206	3.95
チエスマンハツタンバンク ジャスデック ノートリーテイアアカウント（スペク1 ジェン）	2,982	3.68
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	2,863	3.53
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,311	2.85
ブリティッシュ エンパイア トラスト ピーエルシー	2,164	2.67
株式会社みずほ銀行	1,989	2.45

- (注) 1. 当社は、自己株式8,984,782株を保有していますが、上記大株主から除いています。また、上表の「持株比率」は、自己株式を除く発行済株式の総数に対する持株数の割合を記載しています。
 2. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）には、従業員持株会支援信託E S O P 213,500株が含まれています。
 3. 次のとおり金融商品取引法に基づく大量保有（変更）報告書の提出による株式保有の報告がなされていますが、当期末現在における実質所有株式数を確認することができないため、上表に記載していません。

保 有 者	保有株券等の数 および保有割合	報 告 日
ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社	5,825千株 6.21%	2018年4月20日
三井住友信託銀行株式会社	5,297千株 5.88%	2018年12月21日
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	4,783千株 5.10%	2018年4月16日
キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニー	3,877千株 4.31%	2018年11月8日

3. 新株予約権等に関する事項

職務執行の対価として当社役員に交付された当事業年度末日における新株予約権等の内容の概要

名称 (発行決議の日)	新株予約権の数	新株予約権の 目的となる株式 の種類および数	新株予約権 の払込金額	新株予約権の 行使に際して 出資される 財産の価額	新株予約権 の行使期間	新株予約権の 主な行使条件	保有人数 当社取締役 (社外取締役 を除く)
第1回新株予約権 (2013.11.8)	21個	当社普通株式 21,000株	1株当たり 1,016円	1株当たり 1円	2013.11.26 ～ 2043.11.25	(注)	2名
第2回新株予約権 (2014.8.7)	14個	当社普通株式 14,000株	1株当たり 815円	1株当たり 1円	2014.8.26 ～ 2044.8.25	(注)	2名
第3回新株予約権 (2015.8.7)	4個	当社普通株式 4,000株	1株当たり 696円	1株当たり 1円	2015.8.26 ～ 2045.8.25	(注)	2名

(注) 1. 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から7年間に限り、新株予約権を行使することができます。

2. その他権利行使の条件および細目については、新株予約権割当契約に定めるところによります。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	内 山 高 一	グローバル事業本部長兼国内事業本部長兼東アジア担当株式会社ウチヤマ・インターナショナル 代表取締役社長
取 締 役	岡 田 隆 夫	グローバル事業本部副事業本部長兼グローバルオペレーション本部長兼中国担当兼国内事業本部副事業本部長
取 締 役	加 藤 義 一	財務本部長
取 締 役	浅 野 隆 史	商品開発本部長兼上海富士達電梯研発有限公司総経理
取 締 役	佐 伯 照 道	北浜法律事務所・外国法共同事業 パートナー弁護士 岩井コスモホールディングス株式会社 社外取締役 ワタベウェディング株式会社 社外監査役 TOYO TIRE株式会社 社外監査役
取 締 役	杉 田 伸 樹	立命館大学経済学部 教授
取 締 役	山 添 茂	丸紅株式会社 副会長
常 勤 監 査 役	井 上 治 男	
常 勤 監 査 役	石 川 賢 一	
監 査 役	中 野 正 信	中野正信公認会計士事務所 所長 税理士法人T A S 代表社員 エスフーズ株式会社 社外監査役
監 査 役	池 田 辰 夫	

- (注) 1. 取締役 佐伯照道、杉田伸樹、山添茂の各氏は、会社法に定める社外取締役であり、また、監査役 石川賢一、中野正信、池田辰夫の各氏は、会社法に定める社外監査役であります。なお、佐伯照道、杉田伸樹、山添茂、中野正信、池田辰夫の各氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員(※)として指定し、同取引所に届け出ています。
2. 当事業年度における異動は、次のとおりです。
 (就任) 取締役山添茂氏は、2018年6月22日開催の第71期定時株主総会において選任され、就任しました。
 (退任) 取締役花川泰雄氏は、2018年6月22日開催の第71期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任しました。
3. 取締役 佐伯照道氏は、北浜法律事務所・外国法共同事業のパートナー弁護士であり、当社は同事務所に個別事案の法律事務等を委託していますが、当社第72期事業年度における同事務所に対する支払報酬の総額は1百万円未満であります。なお、同氏は、TOYO TIRE株式会社の社外監査役であり、同社と当社との間には、昇降機等当社製品にかかわる据付、保守等受注の取引関係があり、当社第72期事業年度における同社向け売上高は1百万円未満であります。また、同氏は、ワタベウエディング株式会社の社外監査役であり、同社の重要な子会社と当社との間には、昇降機等当社製品にかかわる据付、保守等受注および不動産賃貸借の取引関係があり、当社第72期事業年度における同社の重要な子会社向け売上高は9百万円であり、同社の重要な子会社向け支払高は1百万円未満であります。
4. 取締役 杉田伸樹氏は、学校法人立命館が運営する立命館大学の教授であり、同法人および同法人が単独で出資する事業会社と当社との間には、昇降機等当社製品にかかわる据付、保守等受注の取引関係があり、当社第72期事業年度における同法人および同社向け売上高は3百万円であります。
5. 取締役 山添茂氏は、丸紅株式会社の副会長であり、同社の重要な子会社と当社との間には、昇降機等当社製品にかかわる据付、保守等受注の取引関係があり、当社第72期事業年度における同社の重要な子会社向け売上高は2百万円であります。
6. 監査役 石川賢一氏は、同氏が勤務されていた株式会社りそな銀行を2014年6月23日に退行されていますが、同行は当社株式4,051千株を所有し、当社は同行の親会社である株式会社りそなホールディングス株式258千株を所有しています。また、同行および同ホールディングスの重要な子会社と当社との間には、昇降機等当社製品にかかわる据付、保守等受注および借入の取引関係があり、当社第72期事業年度における同行および同ホールディングスの重要な子会社向け売上高は3百万円であり、同事業年度末における同行からの借入残高は1,020百万円であります。
7. 監査役 中野正信氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
8. 監査役 池田辰夫氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
9. 監査役 井上治男氏は、長年にわたり当社執行役員としての経験を重ね、会計を含む企業経営全般における相当程度の知見を有しています。
10. 監査役 石川賢一氏は、長年にわたり金融機関の要職を歴任し、その経験により培われた財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
11. 監査役 中野正信氏は、公認会計士および税理士の資格を有し、会計および税務に関する相当程度の知見を有しています。
12. 監査役 池田辰夫氏は、法学教授および弁護士としての豊富な経験と見識を有し、企業法務に精通しており、財務および会計を含む企業経営全般に関する相当程度の知見を有しています。
13. 当事業年度末日後における取締役の担当および重要な兼職の異動

氏名	異動後	異動前	異動年月日
内山高一	グローバル事業本部長兼国内事業本部長兼北米担当兼東アジア担当株式会社ウチヤマ・インターナショナル 代表取締役社長	グローバル事業本部長兼国内事業本部長兼東アジア担当株式会社ウチヤマ・インターナショナル 代表取締役社長	2019年4月1日
山添茂	丸紅株式会社 副会長 みずほキャピタルパートナーズ株式会社 社外監査役	丸紅株式会社 副会長	

(※独立役員選任基準)

当社は、取締役会において独立役員に説明のうえ、その了解、推薦または同意をもって、次のいずれの事項にも該当しない人物を独立役員とし、あるいは、次の(b)から(h)までの事項のいずれかに該当する人物といえども、その人格、識見等に照らして独立役員にふさわしいと判断する理由があるときは、取締役会の決議をもって、その理由を対外的に説明することを条件に、当該人物を独立役員とします。

- (a) 当社または当社子会社の業務執行取締役、執行役員もしくは支配人その他の使用人（あるいは、過去10年間に同役職に就いていた者）
- (b) ①議決権所有割合10%以上の株主または当該株主が法人である場合には当該株主またはその親会社もしくは重要な子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員または支配人その他の使用人（あるいは、過去最近5年間に同役職に就いていた者）
②当社が議決権所有割合10%以上の株主である会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員または支配人その他の使用人
- (c) ①当社の取引において、当社の現事業年度の1年間当たり、当社の連結総売上高の2%以上の当社に対する支払いがある取引先（あるいは、当社の過去最近3事業年度の各1年間当たり、同等以上の当該支払いがあった相手先）
②当社または当社子会社との取引において、相手方の現事業年度の1年間当たり、当該相手先の連結総売上高の2%以上の当社または当社子会社からの支払いがある取引先（あるいは、当該相手先の過去最近3事業年度の各1年間当たり、同等以上の当該支払いがあった相手先）
③上記①または②の取引の相手方が会社である場合における当該会社またはその親会社もしくは重要な子会社の業務執行取締役、執行役、執行役員もしくは支配人その他の使用人
- (d) 当社または当社の子会社から、過去3年間の平均で年間10百万円または当該組織の年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える寄付または助成を受けている公益財団法人、公益社団法人、非営利法人その他の組織における業務執行に当たる理事、役員、社員または使用人
- (e) 当社または当社の子会社から常勤または非常勤の取締役を受け入れている会社またはその子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役または執行役員
- (f) 当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者またはその親会社もしくは重要な子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員または支配人その他の使用人（あるいは、過去最近3年間に同役職に就いていた者）
- (g) ①当社または当社の子会社の会計監査人または会計参与である公認会計士、税理士、監査法人または税理士法人の社員、パートナーまたは従業員（あるいは、過去の最近3年間に、当該社員等であって監査業務を[補助的関与でなく]実際に担当していた者）
②上記①に該当しない弁護士、公認会計士、税理士その他のコンサルタントであって、役員報酬以外に、当社または当社の子会社から、過去最近3年間の平均で年間10百万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者）
③上記①または②に該当しない法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファームその他の専門的アドバイザー・ファームであって、当社またはその子会社から過去3年間の平均で、その総売上高の2%以上の支払いを受けたファームの社員、パートナー、アソシエイトまたは従業員である者
- (h) 上記(a)から(g)までのいずれかに該当する者の配偶者または二親等内の親族もしくは同居の親族、または、上記(a)から(g)までのいずれかに該当する者が配偶者または二親等内の親族もしくは同居の親族である者
- (i) 当社の一般株主全体との間で上記(a)から(h)までで考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれがある者

(2) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

地 位	氏 名	兼 職 状 況
社外取締役	佐 伯 照 道	重要な兼職先と当社との関係につきましては、前記「(1)取締役および監査役」に記載のとおりであります。
	杉 田 伸 樹	
	山 添 茂	
社外監査役	中 野 正 信	

②会社または会社の特定関係事業者との関係

当社の知る限り、社外役員は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。）の配偶者およびその三親等以内の親族であったことはありません。

③当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	佐 伯 照 道	当事業年度中に開催の取締役会6回の全てに出席し、主に経営全般にわたり議案・審議等につき発言を適宜行っています。
	杉 田 伸 樹	当事業年度中に開催の取締役会6回の全てに出席し、主に経営全般にわたり議案・審議等につき発言を適宜行っています。
	山 添 茂	取締役就任後、当事業年度中に開催の取締役会5回のうち4回に出席し、主に経営全般にわたり議案・審議等につき発言を適宜行っています。
社外監査役	石 川 賢 一	当事業年度中に開催の取締役会6回および監査役会8回の全てに出席し、財務、会計に関する経験と知識に基づき積極的に発言を行っています。
	中 野 正 信	当事業年度中に開催の取締役会6回および監査役会8回の全てに出席し、公認会計士および税理士としての専門的な見地から積極的に発言を行っています。
	池 田 辰 夫	当事業年度中に開催の取締役会6回および監査役会8回の全てに出席し、弁護士としての専門的な見地から積極的に発言を行っています。

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

①役員報酬等の額の決定に関する方針

取締役の報酬等については、株主総会で決議した報酬等の限度額の範囲内において、取締役会の決議をもって定める報酬基準に基づき決定しています。なお、各取締役の報酬の額については、取締役会の決議をもって定める「取締役報酬基準」に基づき、取締役他で構成する委員会に諮問されたうえで、当社の業績および従業員給与、他社の水準等を考慮して決定し、また、業績向上と拡大に向けた取締役の経営意識の徹底と業務遂行意欲の向上を促すために、その報酬の一部を役員持株会に拠出することとしています。

監査役の報酬等については、株主総会で決議した報酬等の限度額の範囲内において、常勤・非常勤の別、監査業務の分担等の状況等を考慮して、監査役の協議をもって決定しています。

②当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	基本報酬	賞 与	ストックオプション	合 計
	名	百万円	百万円	百万円	百万円
取 締 役 (うち社外取締役)	8 (4)	168 (12)	81 (14)	－ (－)	250 (26)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (3)	38 (24)	－ (－)	－ (－)	38 (24)
合 計	12	207	81	－	289

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含んでいません。
2. 上記の取締役の支給人員には、2018年6月22日開催の第71期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
3. 取締役および監査役の報酬限度額は、2007年6月27日開催の第60期定時株主総会において取締役、年額500百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）監査役、年額60百万円以内と決議されています。
4. 取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプション（新株予約権）は、2013年6月25日開催の第66期定時株主総会において年額100百万円以内で発行することにつき決議されていますが、当事業年度における当該新株予約権の発行はありません。
5. 当社は、2007年6月27日開催の第60期定時株主総会の終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止しています。
6. 賞与の額は、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額です。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る報酬等の額	30百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30百万円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人及び社内関係部署より必要な資料の提出、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況の相当性、報酬見積りの算定根拠などを確認し、検討した結果、適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法における監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しています。
3. 当社の重要な子会社であるフジテック (HK) CO., LTD.他10社は、当社の会計監査人以外の公認会計士 (または監査法人) の監査を受けています。
4. 当社連結子会社であるフジテック シンガポール CORPN. LTD.の子会社3社およびフジテック コリア CO., LTD.は、当社の会計監査人と同一のネットワークに属しているグラント・ソントンに対して、監査証明業務に基づく報酬8百万円、非監査業務に基づく報酬0百万円を支払っています。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当したときは、監査役全員の同意によって会計監査人を解任いたします。また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定します。

6. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は1948年に創業以来、エレベータ、エスカレータ、動く歩道の専門メーカーとして、生産、販売、保守の一貫した事業をグローバルに展開しています。

当社グループは世界25の国と地域に10の生産拠点と多数の販売拠点を有し、連結経営時代に即応した全体最適を追求する業務執行体制によって、グローバルな相互連携を図りながら、地域に根ざした経営を展開しています。また、グループ全体として、世界市場の多様なニーズに対応した商品の開発を進める一方、各拠点でコスト、品質面で有利な部品等を相互に供給しあうグローバル生産・調達体制を推進して、商品力の強化に努めています。

「人と技術と商品を大切にして、新しい時代にふさわしい美しい都市機能を、世界の国々で世界の人々とともに創ります」という経営理念の下、持続的な成長と収益によって株主、顧客、ユーザー、取引先、地域住民並びに社員等当社グループすべてのステークホルダーの満足を追求し、高度な研究開発力、生産技術、フィールド技術力を養成し、信頼される高品質な商品を納入するとともに、トータルライフを通じて商品を維持し、グローバルな事業活動によって、世界の国々の産業振興と経済発展に貢献し、世界の人々と文明、文化を相互理解し、共存共栄を図っていくことを目指しています。この理念を、当社グループ一丸となって実現することこそが当社の企業価値の源泉であり、当社の企業価値および株主共同の利益を確保・向上させることにつながると考えています。

したがって、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に反する当社株式の大規模買付行為を行おうとする特定の者、あるいはグループは、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。

(2) 基本方針実現に資する特別な取り組みの概要

① 財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する取り組みの概要

当社グループは、会社の支配に関する基本方針の実現を目指し、2013年4月から進めてきた中期経営計画（Grow Together! Yes, Fujitec Can）に続き、2016年4月から新しい中期経営計画（No Limits! Push Forward Together!）をスタートさせました。

新中期経営計画では、

- ① 地域戦略 : 市場ニーズを捉えたシェアアップ
- ② 商品・技術戦略 : 商品統一による市場競争力の強化
- ③ オペレーション戦略 : 全社調達革新とグローバル設計ネットワークの構築
- ④ コーポレート戦略 : 経営品質の向上

という4つの行動ビジョンを掲げ、企業価値の持続的成長を実現するために、グローバル市場を活躍の場として、お客さまの信頼に応える安全・安心な商品を提供します。

② 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

当社は、2016年6月23日開催の当社第69期定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針」（大規模買付ルール）を更新しています。

この大規模買付ルールの概要は以下のとおりです。

ア. 大規模買付者に対する情報提供の要求と待機期間の設定

大規模買付ルールは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社株券等の大規模買付行為が行われる場合に、当社取締役会が大規模買付行為を行おうとする者に対し、(i) 事前に当該大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、(ii) 当該大規模買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保したうえで、(iii) 当社取締役会が株主の皆様にご当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、大規模買付者との交渉等を行っていくための手続きを定めるとともに、かかる手続きの趣旨・目的を達成するために、特定の株主グループに対し、大規模買付ルールに定める手続きが完了するまで大規模買付行為に着手することをお待ちいただくことを要請します。

イ. 独立委員会の設置と独立委員会への諮問

大規模買付ルールを適正に運用し、当社取締役会の恣意的判断を排するため、社外取締役、社外監査役または、社外の有識者（会社経営者、弁護士、公認会計士および学識経験者等）で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会を設置しています。

大規模買付ルールにおいては、事前に定めた客観的発動要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定しております。

また、大規模買付者に対して追加の情報開示を要求する場合、取締役会検討期間の延長を決議する場合、新株引受権の無償割当による対抗措置を採る場合など、大規模買付ルールにかかる重大な判断に際しては、独立委員会に諮問することとし、当社取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重しなければならないこととされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で大規模買付ルールの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

なお、詳細は、インターネット上の当社ウェブサイト http://www.fujitec.co.jp/common/fjhp/doc/top/document/irnews/453/160513_baishuboueisaku.pdfに掲載しています。

(3) 具体的な取り組みに対する取締役会の判断およびその判断に係る理由

当社では、以下の理由から、大規模買付ルールが会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、会社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

i) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

大規模買付ルールは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。

また、平成20年6月30日付の企業価値研究会「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を勧案しております。

ii) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

大規模買付ルールは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

大規模買付ルールによって、当社株主および投資家の皆様は、適切な投資判断を行うことができますので、株主共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

iii) 株主意思を重視するものであること

大規模買付ルールは、2016年6月23日開催の当社第69期定時株主総会において、株主の皆様のご賛同を得て、更新しているものです。また、当社取締役会は、一定の場合に、大規模買付ルールの発動について株主意思確認総会において株主の皆様のご意思を確認することとされています。

さらに、大規模買付ルールには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、且つ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において上記の委任決議を撤回する旨の決議が行われた場合には、大規模買付ルールはその時点で廃止されることとなります。その意味で、大規模買付ルールの消長およびその内容には、株主の皆様のご意思が反映されることとなっています。

iv) 独立委員会の設置による当社取締役会判断の客観性および合理性の担保

当社は、大規模買付ルールの導入にあたり、発動等の運用に際して当社取締役会の恣意的判断を排除するために、独立委員会を設置しました。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外の有識者委員3名により構成されます。

取締役会は独立委員会の判断を最大限尊重しなければならないこととされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で大規模買付ルールの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

v) 合理的な客観的発動要件の設定

大規模買付ルールは、あらかじめ定められた合理的な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

連結貸借対照表

2019年3月31日現在

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	131,181	流 動 負 債	66,241
現金及び預金	52,244	支払手形及び買掛金	16,010
受取手形及び売掛金	54,680	電子記録債務	5,386
商品及び製品	5,891	短期借入金	3,298
仕掛品	6,168	1年内返済予定の長期借入金	256
原材料及び貯蔵品	9,232	未払法人税等	1,849
その他	5,003	賞与引当金	2,513
貸倒引当金	△2,039	役員賞与引当金	81
		工事損失引当金	4,695
		完成工事補償引当金	758
		前受金	21,176
		その他	10,215
固 定 資 産	53,508	固 定 負 債	4,525
有形固定資産	33,948	長期借入金	221
建物及び構築物	20,514	繰延税金負債	66
機械装置及び運搬器具	3,700	退職給付に係る負債	3,781
工具、器具及び備品	2,081	資産除去債務	22
土地	6,920	長期未払金	181
リース資産	333	その他	251
建設仮勘定	397	負 債 合 計	70,767
		純 資 産 の 部	
無形固定資産	3,874	株 主 資 本	112,559
のれん	213	資本金	12,533
その他	3,661	資本剰余金	14,569
		利益剰余金	96,087
		自己株式	△10,631
投資その他の資産	15,684	その他の包括利益累計額	△9,752
投資有価証券	8,796	その他有価証券評価差額金	2,200
長期貸付金	2	繰延ヘッジ損益	△0
退職給付に係る資産	472	為替換算調整勘定	△11,000
繰延税金資産	3,389	退職給付に係る調整累計額	△951
その他	3,136	新株予約権	40
貸倒引当金	△113	非支配株主持分	11,075
		純 資 産 合 計	113,923
資 産 合 計	184,690	負債・純資産合計	184,690

連結損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	170,759
売上高		134,792
売上総利益		35,966
販売費及び一般管理費		25,653
営業利益		10,313
営業外収益		
受取利息	1,113	
受取配当金	187	
受取貸付料	156	
為替差益	206	
雑収入	212	1,876
営業外費用		
支払利息	144	
訴訟関連費用	1	
雑損	122	267
経常利益		11,922
特別利益		
固定資産売却益	23	
投資有価証券売却益	810	
補助金収入	57	891
特別損失		
固定資産売却損	1	
固定資産除却損	121	
投資有価証券売却損	0	
事務所移転費用	165	289
税金等調整前当期純利益		12,524
法人税、住民税及び事業税	2,869	
法人税等調整額	△328	2,540
当期純利益		9,983
非支配株主に帰属する当期純利益		763
親会社株主に帰属する当期純利益		9,220

貸借対照表

2019年3月31日現在

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	29,349	流動負債	22,485
現金及び預金	2,539	支払手形	277
受取掛手形	3,338	買掛金	2,413
売掛金	18,333	電子記録債権	5,386
商品及び製品	821	短期借入金	1,866
仕掛品	137	1年内返済予定の長期借入金	253
材料及び貯蔵品	3,007	未払金	3,249
前払費用	259	未払法人税等	273
短期貸付	599	未払法入税	881
未収金	205	前受り金	1,499
そ の 他 の 金 他 金	109	預賞与引当金	455
貸倒引当金	△2	役員賞与引当金	1,878
		工事損失引当金	81
固定資産	56,127	完成工事補償引当金	3,298
有形固定資産	23,251	設備関係の支払手形	142
建物	12,947	固定負債	3,013
構築物	319	長期借入金	1,109
機械及び装置	1,597	長期未払金	179
車両運搬具	7	退職給付引当金	1,696
工具、器具及び備品	1,384	資産除却負債	22
土地	6,704	その他	5
建物	6	負債合計	25,499
建設仮勘定	284	純資産の部	
無形固定資産	933	株主資本	57,737
ソフトウェア	524	資本	12,533
施設利用権	408	資本剰余金	14,565
投資その他の資産	31,943	資本準備金	14,565
投資有価証券	7,640	利益剰余金	41,269
関係会社出資	9,975	利益準備金	1,337
長期貸付	9,238	その他利益剰余金	39,932
破産更生債権	1,110	固定資産圧縮積立金	25
長期前払費用	0	配当準備積立金	900
前年払金	114	研究開発積立金	800
繰延税金	953	別途積立金	3,500
繰延税金	1,154	繰越利益剰余金	34,707
敷金	1,210	自己株	△10,631
保険積立金	191	評価・換算差額等	2,200
貸倒引当金	465	その他有価証券評価差額金	2,200
	△113	新株予約権	40
資産合計	85,477	純資産合計	59,978
		負債・純資産合計	85,477

損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		72,485
売上原価		52,369
売上総利益		20,116
販売費及び一般管理費		14,909
営業利益		5,206
営業外収益		
受取利息	56	
受取配当金	2,659	
為替差益	65	
雑収入	126	2,908
営業外費用		
支払利息	37	
貸倒引当金繰入額	1	
訴訟関連費用	1	
雑損失	38	78
経常利益		8,035
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	810	
補助金収入	57	868
特別損失		
固定資産除却損	41	
投資有価証券売却損	0	
事務所移転費用	165	208
税引前当期純利益		8,695
法人税、住民税及び事業税	1,285	
法人税等調整額	466	1,752
当期純利益		6,943

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月9日

フジテック株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 森内茂之 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 古田賢司 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、フジテック株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フジテック株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月9日

フジテック株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 森内茂之 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 古田賢司 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フジテック株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第72期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、監査役会は、代表取締役社長と会合をもち、監査上の課題に関する意見及び情報の交換を行うとともに、監査役、会計監査人、内部監査部門が出席する三様監査連絡会を定期的に開催し、それぞれの監査状況について報告と情報交換を行い、監査の環境整備に努めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。社外取締役との連携につきましては、定期的な情報交換会をはじめとした日頃の連携に向けた取り組みを行いました。
- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、さらに、内部監査部門から主要な子会社に対する監査の実施状況及び結果の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている「会社の支配に関する基本方針」については、指摘すべき事項は認められません。また、「会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」（会社法施行規則第118条第3号ロの各取組み）は、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員への地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月10日

フジテック株式会社 監査役会

常勤監査役	井上治男	Ⓔ
常勤監査役（社外監査役）	石川賢一	Ⓔ
社外監査役	中野正信	Ⓔ
社外監査役	池田辰夫	Ⓔ

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は利益配分に関して、株主の皆様への利益還元を充実させていくことを経営の最重要課題と捉えつつ、企業基盤の長期的安定を図るための内部留保とのバランスを考慮した適切な配分を行うことを基本方針としています。

期末配当金につきましては、当事業年度の連結業績を勘案し、1株当たり25円とさせていただきたいと存じます。これにより、年間配当金は、中間配当金1株当たり20円と合わせ、1株当たり45円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金25円 総額2,027,055,450円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月24日（月曜日）

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役7名は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、経営体制の一層の強化を図るため2名を増員し、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

(ご参考) 取締役の構成[2019年6月21日以降の予定]

取締役候補者の企業経営の経験および知見等は以下のとおりです。

候補者 番号	氏 名	地 位	独立性 (社外のみ)	企業経営の経験および知見等 (要点)					
				企業経営		知見等			
				国内 事業	グローバ ル事業	経済 政策	財務・ 会計	企業 法務	I R
1	うちやま たか かず 内山 高一 再任	代表取締役 執行役員社長		●	●				●
2	おかだ たか お 岡田 隆夫 再任	取締役 専務執行役員		●	●				
3	かとう よし いち 加藤 義一 再任	取締役 専務執行役員			●		●		●
4	あさの たか し 浅野 隆史 再任	取締役 専務執行役員		●	●				
5	さえき てる みち 佐伯 照道 再任	取締役	●	●		●		●	
6	すぎ た のぶ き 杉田 伸樹 再任	取締役	●			●			
7	やま ぞえ しげる 山添 茂 再任	取締役	●	●	●		●		
8	えん どう くに お 遠藤 邦夫 新任	取締役	●	●	●		●		
9	やま ひら けい こ 山平 恵子 新任 女性	取締役	●	●					●

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	うち やま たか かず 内 山 高 一 (1951年7月16日生)	1976年4月 当社入社 1978年12月 当社取締役 1981年12月 当社常務取締役 1989年11月 当社専務取締役 1992年6月 当社代表取締役副社長 2000年6月 当社代表取締役会長 2002年6月 当社代表取締役社長、現在に至る 2005年7月 当社執行役員社長、現在に至る 2010年4月 当社グローバル事業本部長、現在 に至る 2016年4月 当社東アジア担当兼務、現在に至る 2016年10月 当社国内事業本部長兼務、現在に 至る 2019年4月 当社北米担当兼務、現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社ウチヤマ・インターナショナル 代表取締役社長	330,982株
【取締役候補者とした理由】 米州等の当社子会社の経営のほか、日本国内外事業経営の統括などの経験を経て培われた豊富な見識を活かして、今後とも、当社のグローバルなグループ事業経営に貢献することができるものと判断しています。			
(注) 内山高一氏は、株式会社ウチヤマ・インターナショナル代表取締役社長であり、同社および同社の重要な子会社と当社との間には、建物の賃貸借の取引関係があり、当社第72期事業年度における取引高は「第72期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項」19頁「関連当事者との取引に関する注記」に記載のとおりであります。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所 有 する 当社株式の数
2	おか だ たか お 岡 田 隆 夫 (1954年2月4日生)	1976年4月 当社入社 2007年4月 当社執行役員 2009年4月 当社常務執行役員 2012年4月 当社専務執行役員、現在に至る 2012年4月 当社国内事業本部副事業本部長、 現在に至る 2012年6月 当社取締役、現在に至る 2015年1月 当社グローバルオペレーション本 部副本部長 2015年10月 当社中国担当兼務、現在に至る 2016年4月 当社子会社富士達電梯配件（上海） 有限公司総経理兼務 2016年4月 当社グローバル事業本部副事業本 部長兼グローバルオペレーション 本部長兼務、現在に至る	21,345株
【取締役候補者とした理由】 東アジアの当社子会社の経営のほか、日本国内外事業経営の統括などの経験を経て培われた豊富な見識を活かして、今後とも、当社のグローバルなグループ事業経営に貢献することができるものと判断しています。			
(注) 岡田隆夫氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	かとう よし いち 加藤 義一 (1954年5月9日生)	1977年4月 当社入社 2011年4月 当社執行役員、財務本部副本部長 2012年4月 当社財務本部長、現在に至る 2012年6月 当社子会社フジテック アメリカ INC.取締役兼務、現在に至る 当社子会社富士達股份有限公司 董事兼務、現在に至る 2013年4月 当社常務執行役員 2017年4月 当社専務執行役員、現在に至る 2017年6月 当社取締役、現在に至る	10,630株
【取締役候補者とした理由】 米州、東アジアの当社子会社経営のほか、日本国内外事業の財務統括などの経験を経て培われた豊富な見識を活かして、今後とも、当社のグローバルなグループ事業経営に貢献することができるものと判断しています。			
(注) 加藤義一氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。			
4	あさ の たか し 浅野 隆史 (1954年3月11日生)	1977年4月 当社入社 2012年4月 当社執行役員、当社子会社 フジテック アメリカ INC.副社長 2012年10月 当社商品開発本部長、現在に至る 2013年4月 当社常務執行役員 2013年10月 当社子会社上海富士達電梯研 究有限公司総経理兼務、現在に至る 2017年4月 当社専務執行役員、現在に至る 2017年6月 当社取締役、現在に至る	7,230株
【取締役候補者とした理由】 米州、東アジアの当社子会社経営のほか、日本国内外商品開発の統括などの経験を経て培われた豊富な見識を活かして、今後とも、当社のグローバルなグループ事業経営に貢献することができるものと判断しています。			
(注) 浅野隆史氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所 有 する 当社株式の数
5	さ え き て る み ち 佐 伯 照 道 (1942年12月28日生)	1968年4月 弁護士登録（大阪弁護士会） 1973年7月 八代・佐伯・西垣法律事務所 （現北浜法律事務所・外国法共同 事業）設立、パートナー弁護士、 現在に至る 2002年4月 大阪弁護士会会長、日本弁護士連 合会副会長、近畿弁護士連合会理 事長 2004年4月 国立大学法人京都大学監事 2005年10月 大阪府入札監視委員会委員長 2006年6月 グローリー株式会社取締役 2009年6月 当社監査役 2010年6月 岩井コスモホールディングス 株式会社社外取締役、現在に至る 2012年6月 ワタベウェディング株式会社 社外監査役、現在に至る 2014年6月 当社取締役、現在に至る 2016年3月 東洋ゴム工業株式会社（現 TOYO TIRE株式会社）社外監 査役、現在に至る （重要な兼職の状況） 北浜法律事務所・外国法共同事業 パートナー弁護士 岩井コスモホールディングス株式会社 社外取締役 ワタベウェディング株式会社 社外監査役 TOYO TIRE株式会社 社外監査役	5,778株
【社外取締役候補者とした理由】 長年にわたって弁護士として企業法務等に携わられ、また、社外役員を歴任され、培われた知見 を活かして、今後とも、当社の経営に有益な提言、助言をいただけるものと判断しています。			

- (注) 1. 佐伯照道氏は社外取締役候補者であります。
2. 同氏の当社取締役在任期間は、本総会の終結の時をもって5年となります。
3. 同氏は、北浜法律事務所・外国法共同事業のパートナー弁護士であり、当社は同事務所に個別事案の法律事務等を委託していますが、当社第72期事業年度における同事務所に対する支払報酬の総額は1百万円未満であります。
4. 同氏は、TOYO TIRE株式会社の社外監査役であり、同社と当社との間には、昇降機等当社製品にかかわる据付、保守等受注の取引関係があり、当社第72期事業年度における同社向け売上高は1百万円未満であります。
5. 同氏は、ワタベウェディング株式会社の社外監査役であり、同社の重要な子会社と当社との間には、昇降機等当社製品にかかわる据付、保守等受注および不動産賃貸借の取引関係があり、当社第72期事業年度における同社の重要な子会社向け売上高は9百万円であり、同社の重要な子会社向け支払高は1百万円未満であります。
6. 同氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であり、原案どおり選任され就任した場合、引き続き独立役員となります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所 有 する 当社株式の数
6	すぎ た のぶ き 杉 田 伸 樹 (1954年8月9日生)	1977年4月 経済企画庁採用（総合計画局 計画課） 1995年6月 経済企画庁長官官房企画課 広報室長 2001年7月 岐阜県理事（岐阜県産業経済振興 センター理事長） 2005年8月 外務省大臣官房審議官（経済協力 局担当、国際協力局担当） 2009年8月 名古屋大学経済学部教授 2012年9月 国土交通省政策統括官（政策評価、 物流政策担当） 2013年6月 内閣府経済社会総合研究所長 2014年4月 法政大学政策創造研究科教授 2015年4月 立命館大学経済学部教授、現在に 至る 2017年6月 当社取締役、現在に至る (重要な兼職の状況) 立命館大学経済学部 教授	743株
【社外取締役候補者とした理由】 長年にわたって、経済学等の大学教授、経済関連省庁等の要職を歴任され、培われた豊富な知見を活かして、今後とも、当社の経営に有益な提言、助言をいただけるものと判断しています。なお、杉田伸樹氏は会社の経営に関与したことはありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しました。			
(注) 1. 杉田伸樹氏は社外取締役候補者であります。 2. 同氏の当社取締役在任期間は、本総会の終結の時をもって2年となります。 3. 同氏は、学校法人立命館が運営する立命館大学の教授であり、同法人および同法人が単独で出資する事業会社と当社との間には、昇降機等当社製品にかかわる据付、保守等受注の取引関係があり、当社第72期事業年度における同法人および同社向け売上高は3百万円であります。 4. 同氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であり、原案どおり選任され就任した場合、引き続き独立役員となります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
7	やま ぞえ しげる 山 添 茂 (1955年8月11日生)	1978年4月 丸紅株式会社入社 2006年4月 同社執行役員 2009年4月 同社常務執行役員 2010年6月 同社取締役常務執行役員 2012年4月 同社取締役専務執行役員 2015年4月 同社取締役副社長執行役員 2018年4月 同社取締役副会長 2018年6月 同社副会長、現在に至る 2018年6月 当社取締役、現在に至る 2019年4月 みずほキャピタルパートナーズ株式会社社外監査役、現在に至る (重要な兼職の状況) 丸紅株式会社 副会長 みずほキャピタルパートナーズ株式会社 社外監査役	684株
【社外取締役候補者とした理由】			
長年にわたって、総合商社の経営全般、グローバルな事業経営に携わられ、培われた豊富な知見を活かして、今後とも、当社の経営に有益な提言、助言をいただけるものと判断しています。			
(注) 1. 山添茂氏は社外取締役候補者であります。 2. 同氏の当社取締役在任期間は、本総会の終結の時をもって1年となります。 3. 同氏は、丸紅株式会社の副会長であり、同社の重要な子会社と当社との間には、昇降機等当社製品にかかわる据付、保守等受注の取引関係があり、当社第72期事業年度における同社の重要な子会社向け売上高は2百万円であります。 4. 同氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であり、原案どおり選任され就任した場合、引き続き独立役員となります。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所 有 する 当社株式の数
8	※ えん どう くに お 遠 藤 邦 夫 (1957年8月23日生)	1981年3月 筑波大学第三学群社会工学類経営 工学専攻卒業 1981年4月 本田技研工業株式会社入社 2006年4月 同社事業管理本部財務部長 2007年4月 同社事業管理本部経理部長 2010年11月 アメリカンホンダファイナンス・ コーポレーション取締役社長 兼ホンダカナダファイナンス・ インコーポレーテッド取締役社長 2013年6月 本田技研工業株式会社監査役(常勤) 2017年6月 同 退任	0株
【社外取締役候補者とした理由】 長年にわたってグローバルに事業展開する企業の財務、経理等の要職ならびに取締役・監査役を歴任され、培われた豊富な知見を活かして、当社の経営に有益な提言、助言をいただけるものと判断しています。			
(注) 1. 遠藤邦夫氏は社外取締役候補者であります。 2. 同氏は、過去に本田技研工業株式会社の監査役に就任されていましたが、同社および同社の重要な子会社と当社との間には、昇降機等当社製品にかかわる据付、保守等受注の取引関係があり、当社第72期事業年度における同社および同社の重要な子会社向け売上高は16百万円であります。 3. 同氏は、原案どおり選任され就任した場合、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員となります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
9	※ やま ひら けい こ 山 平 恵 子 (1960年11月30日生)	1983年3月 神戸大学工学部卒業 1983年4月 クボタハウス株式会社（現サンヨーホームズ株式会社）入社 2010年4月 三洋ホームズ株式会社（現サンヨーホームズ株式会社）執行役員 2011年6月 同社取締役常務執行役員 2012年6月 三洋リフォーム株式会社（現サンヨーリフォーム株式会社）取締役兼務 2013年6月 サンヨーホームズ株式会社取締役専務執行役員兼サンアドバンス株式会社取締役兼サンヨーホームズコミュニティ株式会社取締役 2015年6月 サンヨーホームズ株式会社取締役社長執行役員 2017年4月 サンヨーホームズコミュニティ株式会社代表取締役会長 2019年4月 上新電機株式会社顧問、現在に至る (重要な兼職の状況) 上新電機株式会社 顧問	0株

【社外取締役候補者とした理由】

長年にわたって建設関連事業企業の執行役員、取締役を歴任され、培われた豊富な知見を活かして、当社の経営に有益な提言、助言をいただけるものと判断しています。

- (注) 1. 山平恵子氏は社外取締役候補者であります。
2. 同氏は、過去にサンヨーホームズ株式会社および同社の重要な子会社の取締役に就任されていましたが、同社および同社の重要な子会社と当社との間には、昇降機等当社製品にかかわる据付、保守等受注および業務委託等の取引関係があり、当社第72期事業年度における同社および同社の重要な子会社向け売上高は24百万円であり、同社の重要な子会社向け支払高は0百万円であります。
3. 同氏は、上新電機株式会社の顧問を現任（2019年6月25日社外取締役に就任予定）されており、同社は当社株式16千株を所有し、当社は同社の株式24千株を所有しています。また、同社と当社との間には、昇降機等当社製品にかかわる据付、保守等受注および事務用品購入等の取引関係があり、当社第72期事業年度における同社向け売上高は63百万円であり、同社向け支払高は0百万円であります。
4. 同氏は、原案どおり選任され就任した場合、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員となります。

- (注) 1. 各候補者の所有する当社株式の数には、2019年3月31日現在の当社役員持株会における本人の持分が含まれています。
2. ※印は新任候補者であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 中野正信氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
※ ひら みつ さとし 平 光 聡 (1967年5月14日生)	1989年9月 公認会計士第二次試験合格 1990年3月 同志社大学商学部卒業 1990年4月 株式会社東海銀行（現株式会社三菱UFJ銀行） 入行 1993年11月 公認会計士第三次試験合格 中央監査法人入所 2003年9月 中野正信公認会計士事務所入所 2005年4月 税理士登録 税理士法人T A S 社員 2012年6月 株式会社あらた社外監査役、現在に至る 2014年11月 税理士法人T A S 代表社員、現在に至る (重要な兼職の状況) 税理士法人T A S 代表社員 株式会社あらた 社外監査役	0株
【社外監査役候補者とした理由】 過去に他社の社外役員となる以外の方法で会社経営に関与しておりませんが、長年にわたって公認会計士として企業の会計監査に携わられ、また、社外監査役を歴任され、培われた豊富な知見を活かして、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しました。		
(注) 1. 平光聡氏は社外監査役候補者であります。 2. 同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。 3. 同氏は、原案どおり選任され就任した場合、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員となります。		

(注) ※印は新任候補者であります。

第4号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の更新の件

当社は、2016年6月23日開催の定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）（以下「旧プラン」といいます。）を導入しており、この有効期間の満了（本定時株主総会終結の時）に先立ち、下記Ⅲのとおり、これを更新、継続すること（以下「本更新」といい、更新後プランを「本プラン」といいます。）に関し、ご承認をお願いするものであります。

なお、本更新にあたり、本プランの旧プランからの主要な変更内容は、以下のとおりです。

- ① 下記ⅠおよびⅡのうちの事業分野に関する記述に関し、現状に則した内容に変更しました。
- ② 本プランの発動是非について、原則的に株主意思確認総会（下記Ⅲ3.（3）において定義されます。以下同じ。）において株主の皆様の意思を確認することにしました。
- ③ 本プランの発動事由を限定および明確化しました。
- ④ 独立委員会の委員を変更しました。

Ⅰ 会社支配に関する基本方針について

当社は1948年に創業以来、エレベータ、エスカレータ、動く歩道の専門メーカーとして、生産、販売、保守の一貫した事業をグローバルに展開しています。

当社グループは世界24の国と地域に10の生産拠点と多数の販売拠点を有し、連結経営時代に即応した全体最適を追求する業務執行体制によって、グローバルな相互連携を図りながら、地域に根ざした経営を展開しています。また、グループ全体として、世界市場の多様なニーズに対応した商品の開発を進める一方、各拠点でコスト、品質面で有利な部品等を相互に供給しあうグローバル生産・調達体制を推進して、商品力の強化に努めています。

「人と技術と商品を大切に、新しい時代にふさわしい美しい都市機能を、世界の国々で世界の人々と共に創ります」という経営理念の下、持続的な成長と収益によって株主、顧客、ユーザー、取引先、地域住民並びに社員等当社グループすべてのステークホルダーの満足を追求し、高度な研究開発力、生産技術、フィールド技術力を養成し、信頼される高品質な商品を納入するとともに、トータルライフを通じて商品を維持し、グローバルな事業活動によって、世界の国々の産業振興と経済発展に貢献し、世界の人々と文明、文化を相互理解し、共存共栄を図っていくことを目指しています。この理念を、当社グループ一丸となって実現することこそが当社の企業価値の源泉であり、当社の企業価値および株主共同の利益を確保・向上させることにつながると考えています。

したがって、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に反する当社株式の大規模買付行為を行おうとする特定の者、あるいはグループは、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。

Ⅱ 当社グループの企業価値・株主共同の利益の確保・向上に向けた取組みについて

当社グループは会社支配に関する基本方針の実現をめざす特別な取組みとして、下記Ⅲで記載するもののほか、以下の取組みを行っています。

1. 中期経営計画に基づく取組みについて

当社グループは、会社の支配に関する基本方針の実現を目指し、2016年4月から進めてきた中期経営計画(No Limits! Push Forward Together!) に続き、2019年4月から新しい中期経営計画(Innovation, Quality & Speed)をスタートさせました。

新中期経営計画では、

- ① 地域戦略：グローバル標準機種 of 拡販と収益の向上
- ② 商品・技術戦略：企業成長と企業価値を高める技術基盤の強化
- ③ オペレーション戦略：顧客ニーズの変化・スピードに対応したプロセス革新
- ④ コーポレート戦略：経営品質の向上、SDGsへの取組み

という4つの行動ビジョンを掲げ、グローバルで、お客さまの信頼に応える安全・安心な商品を提供し、持続的成長と企業価値向上を目指します。

2. コーポレート・ガバナンスの強化について

当社は、企業の社会的責任を果たし、株主、顧客、ユーザー、取引先、従業員などさまざまなステークホルダーから信頼されることが、事業活動において不可欠と考えています。また、コーポレート・ガバナンスの充実・強化が経営上の重要課題であると認識し、公平かつ透明性のある経営基盤の強化を図り、的確な意思決定と迅速な業務執行を行うよう努めています。

(1) グループガバナンス体制の強化

当社は、経営の透明性、客観性を確保し、監督機能を有する取締役会のチェック機能を強化するために、業務の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離する執行役員制を採用し、さらに変化の激しい経営環境に機敏に対応するために、取締役および執行役員 の任期を1年としています。また、取締役会から独立した監査役会を設置し、監査役の職務を円滑に遂行するために監査役スタッフを監査役室に置いています。

(2) コンプライアンス体制の強化

当社は、適正な企業活動を推進するために必要な法令および企業倫理等遵守の周知徹底を図ることを目的として、「コンプライアンス委員会」を設置しています。当委員会では、毎年「コンプライアンス・アクションプラン」を策定のうえ、コンプライアンス活動を推進しています。この活動の一環として、全社員に対する集合教育またはeラーニングによるオンデマンド教育を行うほか、職種・部門毎に適宜、講習会等を励行し、参考事例、関係法令等の周知、啓蒙活動を行っています。なお、コンプライアンスに関する社内通報制度として「コンプライアンス相談デスク」を開設して、職制ラインによら

ずして各社員から直接に相談、通報等を受けることのできる体制を採り、これによって不正行為の未然防止を図っています。

(3) リスク管理体制の強化

当社は、社長を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置し、事業リスクの低減と倫理・遵法・環境・品質問題など社会的に大きな影響を与えるリスクの根絶を目指し、リスクの早期発見とその対策に取り組んでいます。この下位組織として、「リスクマネジメント運営委員会」、「情報セキュリティ委員会」などを設置して、リスクマネジメントが全社的に機能するよう、情報の収集および指導・管理を行い、企業を取り巻く潜在的なリスクに対して、迅速かつ的確な対処を行っています。

(4) 内部統制の強化

当社は、2006年5月1日に施行された会社法に対応し、「内部統制基本方針」を取締役会において決議のうえ、この方針に基づいて当社グループの内部統制システムを構築し、その活動を推進しています。また、2008年4月1日以降「金融商品取引法」によって要求された「財務報告に係る内部統制の評価及び監査」に対応するため、業務プロセスの見える化などを図り、内部統制システムを整備のうえ、その評価、監査を実施しています。更に、2015年5月1日に施行された改正会社法に対応し、「内部統制基本方針」の一部改訂を取締役会において決議し、コーポレート・ガバナンスの強化を図っています。

Ⅲ 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みについて

1. 本プランの導入および継続の目的

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様の判断に基づき行われるべきものと考えています。

しかしながら、外部者である買収者から買収の提案を受けた際に、当社株主の皆様が当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する要素を十分に把握したうえで、当該買収が当社の企業価値および株主共同の利益に及ぼす影響を短時間のうちに適切に判断することは必ずしも容易ではないものと思われま。したがって、買付提案が行われた場合に、当社株主の皆様が意思を適正に反映させるためには、まず、当社株主の皆様が適切に判断できる状況を確保する必要があり、そのためには、当社取締役会が必要かつ相当な検討期間内に当該買付提案について誠実かつ慎重な調査を行ったうえで、当社株主の皆様に対して必要かつ十分な判断材料（当社取締役会による代替案を提

示する場合もあります。)を提供する必要があるものと考えています。

また、買収者による買収の中には、その目的や態様等から見て、企業価値・株主共同の利益をかえりみることなく、もっぱら買収者自らの利潤のみを追求しようとするもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の買収内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するための十分な時間や情報を提供しないものなど、対象会社の企業価値・株主共同の利益を損なうと思われるものも少なくありません。そもそも、当社および当社グループ会社が構築してきた企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくためには、研究開発、生産および販売を支える従業員をはじめ、当社および当社グループ会社を取り巻く全てのステークホルダーとの間に築かれた長年に亘る信頼関係の維持が必要不可欠であり、これらが当社の株式の買収者により中長期的に確保され、向上させられるものでなければ、当社グループの企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。

かかる認識に基づき、当社取締役会は、本プランにおいて、大量取得の提案が行われた場合に大規模買付者および当社取締役会が遵守すべき手続きを客観的かつ具体的に定めるものです。

なお、当社は、既に旧プランを導入し、その更新について2016年6月23日開催の当社第69期事業年度に係る定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいておりますが、将来において、その適用可能性があるような、当社株式を大規模に買付け、又は買付けようとする者が現れる可能性は依然として否定できません。

そこで、株主共同の利益を害する買付行為から株主共同の利益を保護し、当社株主の皆様が、経営支配権の異動が生じ得る場面において、必要十分な情報及び一定の検討期間に基づいて、ある買付行為に応じて当社株式を売却するか否かを判断すること及び当該買付行為に対して対抗措置を発動することの是非を判断することができるよう、旧プランを更新した上で本プランを採用します。

なお、本プランの採用にあたっては、旧プラン導入後の大規模な買付行為への対応方針に関する議論の動向等を踏まえ、一連の手續に関する客観性及び合理性をより一層担保するため、株主意思確認総会の原則的な開催その他の所要の変更を行います。

なお、2019年3月31日現在における当社の大株主の状況は、別紙3「当社の大株主の状況」のとおりです。また、現時点において、当社が特定の第三者から当社株式の大規模買付行為を行う旨の通告や提案を受けている事実はありません。

2. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大規模買付行為が行われる場合に、当社取締役会が大規模買付行為を行うおとする者（以下「大規模買付者」といいます。）に対し、(i) 事前に当該大規模買

付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、(ii) 当該大規模買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保したうえで、(iii) 当社取締役会が株主の皆様へ当社経営陣の計画や代替案等を提示するなど、大規模買付者との交渉等を行っていくための手続きを定めるとともに、かかる手続きの趣旨・目的を達成するために、大規模買付者およびその特定株主グループ(下記(2)において定義されます。以下同じ。)に対し、本プランに定める手続きが完了するまで大規模買付行為に着手することをお待ちいただくことを要請するものです。

大規模買付者が本プランに定められた手続きに従わない場合や当社株券等の大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合などで、本プラン所定の発動要件を満たすときには、当社は、対抗措置として新株予約権無償割当て(その主な内容は別紙2「本新株予約権の無償割当ての概要」に定めるとおりとします。)を行います。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、社外取締役、社外監査役または社外の有識者(会社経営者、弁護士、公認会計士および学識経験者等)で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会を設置し、かかる独立委員会の客観的な判断を経るものとしています。独立委員会の委員は、佐伯照道氏、杉田伸樹氏、および山添茂氏であります(各委員の氏名および略歴については別紙1をご参照願います。)。なお、各委員は、2015年11月6日開催の当社取締役会において決議した「コーポレートガバナンス基本方針」における独立役員選任基準を満たしております。

また当社取締役会は、これに加えて、原則的に、株主意思確認総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様意思を確認いたします。こうした手続きの過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することとしています。

(2) 対象となる買付等

本プランは、(i) 特定株主グループ¹の議決権割合²を20%以上とすることを目的とする当社株券等³の買付行為(売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有することお

¹特定株主グループとは、(i)当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。)およびその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)並びに当該保有者との間でまたは当該保有者の共同保有者との間で保有者・共同保有者間の関係と類似した一定の関係にある者(大規模買付者との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに大規模買付者の公開買付代理人および主幹事証券会社は保有者・共同保有者間の関係と類似した関係にある者に含まれますが、これに限られません。以下「準共同保有者」といいます。)または、(ii)当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所有価証券市場において行われるものを含みます。)を行う者およびその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。

よび金融商品取引法第6条第2項若しくは第14条の6に規定される各取引を行うことを含みます。また、市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。以下同じ。)、(ii)結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為または、(iii)結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社の他の株主との合意等⁴(以下かかる買付行為または合意等を「大規模買付行為」といいます。)を適用対象とします。

(3) 大規模買付者の意向表明書の提出

大規模買付者は、上記Ⅲ. 2. (2)に定める大規模買付行為を行おうとするときは、当社取締役会が別途認めた場合を除き、事前に、当社に対して、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を明示し、かつ、本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した「意向表明書」を提出していただきます。

(4) 大規模買付者による情報の提供

当社取締役会は、大規模買付者より意向表明書を受領後に、当社株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報(以下「本必要情報」といいます。)のリストを当該大規模買付者に交付し、大規模買付者に当該リストに従った情報を提供していただきます。なお、大規模買付者に対しては、独立委員会が適宜提出期限を定め、当社取締役会が本必要情報の提供を求めるものとします。

本必要情報の具体的内容は大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

① 大規模買付者およびそのグループ(共同保有者、特別関係者および(ファンドの場合)各組員、業務執行組員、その他の構成員およびこれらの者に対して投資に関する

²特定株主グループが、脚注1の(i)記載の場合は、①当該保有者の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。)も計算上考慮されるものとします。)と、②当該保有者の準共同保有者の株券等保有割合とを合わせた割合(但し、①と②の合算において、①と②との間で重複する保有株券等の数については、控除するものとします。)または、(ii)特定株主グループが、脚注1の(ii)記載の場合は、当該大量取得者および当該特別関係者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。なお各株券等保有割合および各株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)および総議決権の数(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

³金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。以下、別段の定めない限り、同じとします。

⁴共同して当社株券等を取得し、若しくは譲渡し、または当社の株主としての議決権その他の権利を行使することの合意その他金融商品取引法第27条の23第5項および第6項に規定する共同保有者に該当することとなる行為をいいます。

る助言を継続的に行っている者。)の詳細(具体的名称、資本構成、財務内容、事業内容および当社が行う事業経営の経験等を含みます。)

- ② 大規模買付者が保有する当社の発行する全ての有価証券、過去60日間において大規模買付者が行った当社有価証券にかかる全ての取引の状況(取引の性質、価格、場所、方法および相手方を含みます。)および当社有価証券に関して大規模買付者が締結した全ての契約、取決めおよび合意(口頭によるものも含み、また、その履行可能性を問いません。)
- ③ 大規模買付行為の目的、方法および内容(大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為完了後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨およびその理由、大規模買付行為および関連する取引の実現可能性等を含みます。)
- ④ 当社株式の取得対価の算定根拠(算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容(そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの額または内容を含みます。))および取得資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。))の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
- ⑤ 当社グループの経営に参画した後想定している経営者候補(当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策
- ⑥ 当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無およびその内容
- ⑦ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑧ その他当社取締役会若しくは独立委員会が合理的に必要と判断する情報

大規模買付者より提供していただいた情報については、当社取締役会は、速やかに独立委員会に提供するものとします。独立委員会は、これを受けて大規模買付者から提出された本必要情報の内容が当社株主の皆様判断および独立委員会の評価・検討等のために不十分であると判断した場合には、大規模買付者に対し、適宜回答期限を定めた上、自ら又は当社取締役会等を通じて本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、大規模買付者においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提供していただきます。

ただし、大規模買付者からの情報提供の迅速化と、当社取締役会が延々と情報提供を求める等の恣意的な運用を避ける観点から、当社取締役会が大規模買付者に対して本必要情報の提供を要請し大規模買付者が回答を行う期間(以下「情報提供期間」といいます。)を、本必要情報のリストを大規模買付者に交付した日の翌日から起算して60日間に限定し、仮に本必要情報が十分に提出されない場合であっても、情報提供期間が満了し

たときは、その時点で情報提供にかかる大規模買付者とのやり取りを打ち切り、当該時点までに提供された情報をもって取締役会検討期間（2.（5）にて述べます。）を開始するものと致します。もっとも、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合のみ、必要に応じて30日間を限度として情報提供期間を延長することがあります。

なお、大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、営業秘密等開示に不適切と当社取締役会が判断した情報を除き、当社取締役会が適切と判断する時点で情報開示をいたします。

また、当社取締役会は、大規模買付者による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を大規模買付者に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、その旨を速やかに開示いたします。

情報提供期間は、当社取締役会が情報提供完了通知を行った日または情報提供期間が上限に達した日のいずれか早い方の日をもって終了するものとします。

（5）大規模買付行為の内容の検討・大規模買付者との交渉・代替案の提示

当社取締役会は、情報提供期間の終了した日の翌日を起算日として60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）の検討期間（以下「取締役会検討期間」といいます。）を設定します（いずれも初日不算入といたします。）。

ただし、当社取締役会は、独立委員会が取締役会検討期間内に下記3.（1）記載の勧告を行うに至らない等の理由により、当社取締役会が取締役会検討期間内に対抗措置の発動または不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会検討期間を最長30日間延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会検討期間の延長を決議した場合、速やかに情報開示を行います。

なお、当社取締役会は、独立委員会の勧告を受け、取締役会検討期間を延長する場合には、取締役会検討期間を延長するに至った理由、延長期間その他適切と認める事項について、当該延長の決議後、速やかに情報開示を行います。

当社取締役会は、取締役会検討期間内に、独立委員会に諮問し、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、大規模買付者から提供された情報・資料に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から、当該大規模買付者の大規模買付行為の内容の評価・検討等を行い、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。

また、当社取締役会は、必要に応じて、株主の皆様のご意向の把握に努め、お客様、取引先、従業員、地域関係者等から意見を聴取するなどします。

さらに、当社取締役会は、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関

する条件改善について協議、交渉をしたり、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

大規模買付者およびその特定株主グループは、取締役会検討期間が経過するまで、大規模買付行為に着手することができないものとします。

3. 大規模買付行為が開始された場合の対応方針

(1) 独立委員会の勧告

大規模買付行為が開始された場合、独立委員会は、以下のとおり当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。

① 本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、大規模買付行為について、下記(2)「対抗措置の発動要件」において定められる発動事由(以下「発動事由」といいます。)が存すると判断した場合、引き続き大規模買付者より情報提供や大規模買付者との間で協議・交渉等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、対抗措置としての新株予約権(その主な内容は別紙2「本新株予約権の無償割当ての概要」に定めるとおりとし、以下かかる新株予約権を「本新株予約権」といいます。)の無償割当てを実施することを勧告します。

上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施を勧告した後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、あるいは、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては、本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

(i) 当該勧告後に大規模買付者が大規模買付を撤回した場合、その他買付等が存しなくなった場合

(ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により、発動事由が存しなくなった場合

② 本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、大規模買付行為について、発動事由が存しないと判断した場合、当社取締役会に対して、対抗措置としての本新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨の勧告を行います。

上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、発動事由が存することになった場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

(2) 対抗措置の発動要件

本プランにおける対抗措置の発動要件は、下記のとおりです。

【発動事由その1】

本プランに定められた手続きに従わない大規模買付行為であり（大規模買付行為の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含む。）、かつ対抗措置を発動することが相当である場合。

【発動事由その2】

次の①ないし②に該当する場合で、かつ対抗措置を発動することが相当である場合。

- ① 下記に掲げる行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大規模買付行為である場合。
 - (i) 株式等を買占め、その株式等につき当社に対して高値で買取りを要求する行為。
 - (ii) 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為。
 - (iii) 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為。
 - (iv) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為。
 - ② 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）
- (3) 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、独立委員会による本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告が行われた場合、実務的に開催が可能である限り、当該実施の是非に関して株主の皆様意思を確認するために、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）⁵を開催するものとします。

この場合、当社取締役会は、遅滞なく、株主意思確認総会を開催する旨その他当社取締役会が適切と判断する事項について開示し、株主意思確認総会の開催のための手続に入るものとします。

(4) 取締役会の実施

当社取締役会は、独立委員会により上記（1）に従い勧告がなされた場合、当該勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

ただし、上記（3）に基づき株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は、当該株主意思確認総会の決議に従い、適宜必要な決議を行うものとします。この場合、大規模買付者およびその特定株主グループは、当社取締役会が本新株予約権の無償割当

⁵会社法第295条に規定される決議事項を決議する会社法上の株主総会に限らず、会社法における株主総会に関する規定に準じた手続により開催され、同条に規定される決議事項以外の事項について勧告的決議を行う場合を含めて「株主総会」と記載しております。

ての不実施に関する決議を行うまでの間、大規模買付行為を開始することはできないものとします。

(5) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令または金融商品取引所の規定・規則等に従い、本プランの各手続きの進捗状況、または独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、当社株主意思総会の決議の概要、その他独立委員会または当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

4. 株主・投資家等の皆様に与える影響等

(1) 本更新時に株主・投資家の皆様に与える影響等

本プランは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を当社株主の皆様を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上につながるものと考えます。従いまして、本更新は、当社株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主および投資家の皆様の利益に資するものであると考えています。

本更新にあたっては、株主総会決議に基づき、大規模買付行為に対する対抗措置としての新株予約権無償割当ての決定権限を取締役会に対して委任していただいているに過ぎず、新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、当社株主の皆様には直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家の皆様に与える影響等

当社取締役会または株主意思確認総会において、対抗措置としての本新株予約権の無償割当て決議を行った場合には、当該決議において別途定める割当基準日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき新株予約権1個の割合で新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、新株予約権の行使に係る手続きを経なければ、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることとなります。

また、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該新株予約権の無償割当てに係る権利落日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

(3) 対抗措置の発動に伴って株主の皆様に必要な手続き

当社取締役会または株主意思確認総会において、対抗措置としての本新株予約権の無

償割当て決議を行った場合には、当社は、新株予約権無償割当てに係る割当基準日を公告いたします。

割当基準日における当社の最終の株主名簿に記録された株主に新株予約権が無償にて割り当てられますので、株主の皆様におかれましては、割当基準日における最終の株主名簿に記録される必要があります。

新株予約権を行使して株式を取得するためには、一定の期間内に、一定の金額の払い込みを完了していただく必要があります。

当社が新株予約権を当社株式と引き換えに取得できる旨の取得条項に従って新株予約権の取得を行なう場合には、当社取締役会が当該取得の対象とした新株予約権を保有する株主の皆様は、金銭の払い込みを要することなく、当社による新株予約権取得の対価として、当社株式の交付を受けることができます。

なお、これらの手続きの詳細等につきましては、対抗措置に関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

5. 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合、または、②当社株主総会または当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令・金融商品取引所の規定・規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、又は、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正または変更された場合には、当該廃止、修正または変更の事実、並びに修正・変更等の場合にはその内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を速やかに行います。

IV 本更新が会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の状態の維持を目的とするものではないことおよびその理由

当社では、本更新にあたって、以下の理由から、本プランが会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、会社役員の状態の維持を目的とするものでもないと考えています。

1. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。

また、2008年6月30日付の企業価値研究会「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を勧案しています。

2. 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行ったりすることなどを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

本プランによって、当社株主および投資家の皆様は、適切な投資判断を行うことができますので、本プランが株主共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

3. 株主意思を重視するものであること

本更新は、当社の本定時株主総会において、本プランに係る委任決議がなされることによりなされるものです。

また、当社取締役会は、原則的に、本プランの発動について株主意思確認総会において株主の皆様の意思を確認することとされています。

さらに、本プランには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付され、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において上記の委任決議を撤回する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランの消長およびその内容には、株主の皆様のご意思が反映されることとなっています。

4. 独立委員会の設置による当社取締役会判断の客観性および合理性の担保

当社は、対抗措置発動等の運用に際して当社取締役会の恣意的判断を排除するために、独立委員会を設置します。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役3名により構成されます。なお、独立委員会の規則の概要については別紙4を参照願います。

当社取締役会は独立委員会の判断を最大限尊重しなければならないこととされ、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

5. 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記Ⅲ. 3. にて記載したとおり、予め定められた合理的な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定され、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

6. 当社取締役の任期の短縮

当社は、既に株主総会におけるご承認を得て、取締役の任期を1年に短縮しています。

したがって、株主の皆様は、毎年を取締役の選任を通じて、本プランにつき、そのご意向を反映できるようになっています。

7. デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ. 5. に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされ、当社の株券等を大量に買付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以上

別紙1

独立委員会の委員の氏名・略歴

佐伯 照道（さえき てるみち）

- 1968年4月 弁護士登録（大阪弁護士会）
- 1973年7月 八代・佐伯・西垣法律事務所 設立（現北浜法律事務所・外国法共同事業）
パートナー弁護士、現在に至る
- 2002年4月 大阪弁護士会会長、日本弁護士連合会副会長、近畿弁護士連合会理事長
- 2004年4月 国立大学法人京都大学監事
- 2005年10月 大阪府入札監視委員会委員長
- 2006年6月 グローリー株式会社取締役
- 2009年6月 当社監査役
- 2010年6月 岩井コスモホールディングス株式会社社外取締役、現在に至る
- 2012年6月 ワタベウェディング株式会社社外監査役、現在に至る
- 2014年6月 当社取締役、現在に至る
- 2016年3月 東洋ゴム工業株式会社（現TOYO TIRE株式会社）社外監査役、現在に至る

杉田 伸樹（すぎた のぶき）

- 1977年4月 経済企画庁採用（総合計画局計画課）
- 1995年6月 経済企画庁長官官房企画課広報室長
- 2001年7月 岐阜県理事（岐阜県産業経済振興センター理事長）
- 2005年8月 外務省大臣官房審議官（経済協力局担当、国際協力局担当）
- 2009年8月 名古屋大学経済学部教授
- 2012年9月 国土交通省政策統括官（政策評価、物流政策担当）
- 2013年6月 内閣府経済社会総合研究所長
- 2014年4月 法政大学政策創造研究科教授
- 2015年4月 立命館大学経済学部教授、現在に至る
- 2017年6月 当社取締役、現在に至る

山添 茂（やまぞえ しげる）

- 1978年4月 丸紅株式会社入社
- 2006年4月 同社執行役員
- 2009年4月 同社常務執行役員
- 2010年6月 同社取締役常務執行役員
- 2012年4月 同社取締役専務執行役員
- 2015年4月 同社取締役副社長執行役員
- 2018年4月 同社取締役副会長
- 2018年6月 同社副会長、現在に至る
- 2018年6月 当社取締役、現在に至る
- 2019年4月 みずほキャピタルパートナーズ株式会社社外監査役、現在に至る

以上

別紙 2

新株予約権概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主および発行条件

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。但し、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円を下限として当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（但し、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会

において別途定めるものとする。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項を付するか否か、その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。

8. 当社による新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての新株予約権を無償にて取得することができるものとする。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（但し、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）及び取得がなされる日までに上記特定株主グループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者（但し、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）以外の者が有する新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる。
また、かかる取得がなされた日以降に、新株予約権を有する者のうち上記特定株主グループに属する者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合（但し、かかる当社取締役会の認定にあたり、当社は、本8.②前段に定める当社所定の書式による書面の提出を求めることができる。）には、上記の取得がなされた日より後の当該当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、当該者の有する新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができるものとし、その後も同様とする。
- ③ 取得条項の詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

以上

別紙3

当社の大株主の状況

2019年3月31日現在の当社大株主の状況は次のとおりです。

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
株式会社ウチヤマ・インターナショナル	5,043	6.22
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,232	5.22
株式会社りそな銀行	4,051	5.00
ジェーピー モルガン チェース バンク 385632	3,649	4.50
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	3,206	3.95
チエスマンハツタンバンク ジャスデック ノンブローカーアカウント（スペク1 ジェン）	2,982	3.68
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	2,863	3.53
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,311	2.85
ブリティッシュ エンパイア トラスト ピーエルシー	2,164	2.67
株式会社みずほ銀行	1,989	2.45

- (注) 1. 持株比率は、自己株式8,984,782株を控除して計算しています。
 2. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）には、従業員持株会支援信託E SOP213,500株が含まれています。
 3. 次の法人から金融商品取引法に基づく大量保有（変更）報告書の提出があり、次のとおり株式を保有している旨報告がなされていますが、2019年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めていません。

保 有 者	保有株券等の数 および保有割合	報 告 日
ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社	5,825千株 6.21%	2018年4月20日
三井住友信託銀行株式会社	5,297千株 5.88%	2018年12月21日
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	4,783千株 5.10%	2018年4月16日
キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニー	3,877千株 4.31%	2018年11月8日

以上

別紙4

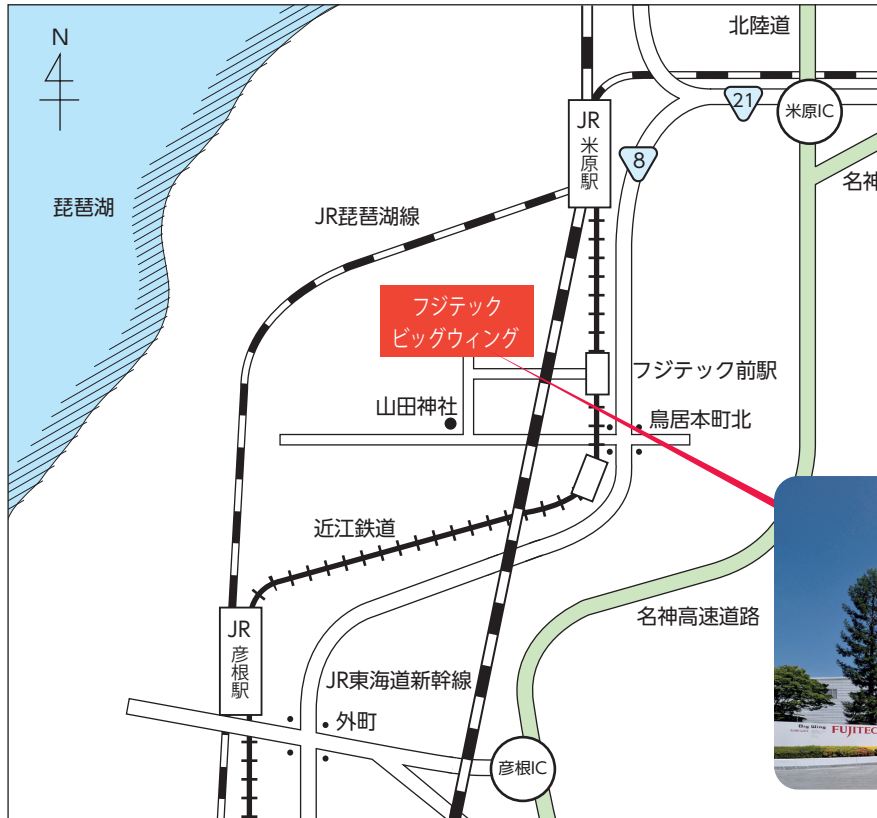
独立委員会の規定の概要

- ・独立委員会は、当社取締役会の決議により設置する。
- ・独立委員会の委員は3名以上とし、公平で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役または社外の有識者の中から、当社取締役会が選任する。
- ・独立委員会は、当社取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由および根拠を付して、当社取締役会に対し勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- ・独立委員会は、投資銀行、証券会社、弁護士、公認会計士、その他の外部専門家に対し、当社の費用負担により助言を得ることができる。
- ・独立委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

以上

株主総会会場ご案内図

開催場所 滋賀県彦根市宮田町 591 番地 1 当社 本店ビッグウィングホール



ビッグウィング

[送迎バスのご案内]

乗車場所 JR 米原駅東口 ローターリー
JR 彦根駅東出口 ローターリー

発車時刻 午前 9 時・午前 9 時 35 分

お帰りは、ビッグウィングからJR 米原駅
またはJR 彦根駅までお送りいたします。

[交通のご案内]

JR 東海道新幹線・米原駅下車 車で10分
JR 琵琶湖線・彦根駅下車 車で15分
近江鉄道・フジテック前駅下車 徒歩で7分
名神高速道路・彦根インターチェンジより
国道8号線経由15分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



環境に配慮した
植物油インキを
使用しています。